

第422回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和2年8月11日(火)14時00分～14時50分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事概要

(1) 事務局から「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」(資料1)及び山口県弁護士会からの「申入れ書(資料2)」について説明を行った。

(2) 部会長から5回にわたって審議された専門部会について経過説明がされた。

(3) 部会長から専門部会の中で示された公益委員見解の説明がされた。

(4) 本審において、公益委員見解の採決がされ、その結果「現行どおりとする」ことが議決された。

(5) 審議会会長から山口労働局長に対して、山口県最低賃金を「現行どおりとする」ことの答申がなされた。

(6) 異議申し出の公示期間は8月26日(水)とする。

(7) 異議審の開催日程について事務局から説明を行った。